

住民税Q & A

今年の税額の通知がまだ来ません・・・

- 非課税(住民税がかからない)の方には通知をお送りしません。ご心配でしたら、税務課までご連絡ください。



いくらまでなら、住民税はかからないの？

- 被扶養者がいない場合、給与で年間100万円まで(合計所得35万円以下)の方は、非課税となります。

扶養に入れるのは、収入がいくらまで？

- 給与の場合は、年間103万円まで(合計所得38万円以下)の方は、税法上の被扶養者となることができます。



去年収入はありませんでした。住民税の申告は必要ですか？

- 区役所へ住民税の申告をしてください。(被扶養者は不要)申告がないと、国民健康保険料の算定などに影響が出る場合があります。



今年の3月に引っ越してきたけど、住民税は品川区に納付するの？

- 住民税は、今年の1月1日に住んでいた区市町村に、1年間分すべてご納付いただきます。

【オール東京滞納STOP宣言】

○税金を滞納すると・・・

住民税は、教育や福祉、道路、保健衛生など、品川区の様々な事業の重要な原資として活用されております。

このため、納期限内に納付して頂くことが必要です。

○仮に・・・

住民税を納付されないまま納期限を経過してしまうと、督促状により納付を促し、それでも納付がなければ、預金や給与などの財産を差し押さえて強制的に税金に充てることとなります。

※ この差押は事前の連絡や了解なく行うことが認められております。



滞納は させない 放置しない 逃がさない

このようなことにならないよう、住民税は納期限内に納付してください。

また、退職や病気など、様々な事情で納付が難しい場合は、そのままにせず納付の方法について、税務課にご相談ください。



住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663~6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671~3

受付時間 月曜~金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)